

答申第163号（諮問第219号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、別紙1に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、平成29年7月3日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県北部土木事務所が今年1月4日に設置した公正入札調査委員会に関する一切の文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、次のものを特定した。

- (1) 公用電話受信票（平成28年12月26日付け）
- (2) 談合情報受理票（平成28年12月28日付け）
- (3) 第1回公正入札調査委員会議事録（平成29年1月4日付け）
- (4) 第2回公正入札調査委員会議事録（平成29年1月5日付け）
- (5) 談合情報対応（県庁関係課）打合せ記録（平成29年1月5日付け）
- (6) 第3回公正入札調査委員会議事録（平成29年1月6日付け）
- (7) 談合情報対応（県庁関係課）打合せ記録（平成29年1月12日付け）
- (8) 第4回公正入札調査委員会議事録（平成29年1月13日付け）
- (9) 誓約書の提出について（平成29年1月16日付け）
- (10) 公正入札調査委員会議事録等供覧（平成29年1月18日付け）
- (11) 公正入札調査委員会議事録回覧（平成29年1月23日付け）
- (12) 第5回公正入札調査委員会議事録（平成29年1月20日付け）
- (13) 談合情報に関する資料について（平成29年1月25日付け）

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年7月14日付けで審査請求人に通知した。

イ 条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、情報提供者や談合に関わっているとされる個人名等、個

人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

ロ 条例第8条第1項第3号該当

本件行政文書には、談合に参加していたと情報提供された法人名、情報提供者の所属する団体名及び情報提供者の特定につながる記載があり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

ハ 条例第8条第1項第4号該当

本件行政文書には、情報提供を行った捜査機関とのやりとりに関する記載があり、捜査等に支障が生ずるおそれがあるため。

ニ 条例第8条第1項第7号該当

本件行政文書には、事情聴取対象者の内部事情や、捜査機関へ提供した情報の記載があり、公開することで、今後の国・県の調査に支障が生ずると認められるため。

- 3 審査請求人は、平成29年7月19日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、非開示とされた部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成28年12月28日受理の談合情報（3枚）について、一部業務名などを除きほぼ黒塗りされている。業者や個人名などの秘匿は理解できるが、談合申告がどのようなものが開示文書では全く理解できない。委員会設置やその後の調査の妥当性を判断する上で、重要な文書であり、可能な限りの公開を再度求める。
- (2) 事情聴取書のうち、談合について事実であると認めた業種のもので、追加質問やそれへの回答、別添の1枚についてすべて黒塗りにされている。(1)

と同様の理由で、どういう申告情報だったかが、分からない。業者名や個人名などの秘匿は理解できるが、この部分についても可能な限りの公開を再度求める。

- (3) 平成29年1月12日の打合せ記録の道路課総括からの説明の⑥については、業者名などではない箇所が黒塗りされている。業者名の秘匿は理解できるが、それ以外の部分について公開を求める。
- (4) (3)の1月12日の打合せ記録、それと1月5日の打合せ記録、委員会の議事録でも散見されるが、項目全体が黒塗りされ、内容が理解できない箇所がある。業者名以外の箇所の公開を求める。公開できないのであれば、何について言及しているのか概略について説明すべきだ。
- (5) 今回の談合調査後の県や大崎市発注業務の入札状況を見ると、県の対応が、談合を申告した業者を落札できなくさせる「2次被害」ともいえるような新たな「いじめ談合」を生み出したともいえそうな入札環境が表面化している。そこには既に、行政が錦の御旗のように唱える「申告者の保護」が実際の保護につながっていない現状がある。また、「申告者の保護」には、談合などの犯罪を情報提供してもらえる仕組みの維持という大事な側面もあるが、今回の事象からは、実名で情報提供しても談合認定もされず、いじめに遭うという状態に陥り、既に県がいう「申告者の保護」が有名無実化している。また、捜査への配慮にしても、談合による聴取があった段階で、談合に関わっていた業者がいれば、すぐに証拠隠滅に走るわけで、捜査への影響はごく限定的なはずである。実際に捜査に至るケースが少ないことを考えれば、むしろ類似事案の発生抑制の意味でも、手口の概要が開示されることは不利益以上にメリットの方が大きいのではないか。
- (6) 今回の談合情報は、「談合があるのではないか」といった憶測ではなく、「談合をやりました」と認めた、実名で内部告発した業者の申告である。それも、既に報復とも取れるいじめのような談合、入札環境が成立していると思える現況を考えれば、「申告者の保護」「捜査への影響に配慮」といった段階にとどまるものではなく、むしろ、県の対応がおざなりでなかったか検証が必要な段階に移っている事案である。申告者が決死で申告した情報がいかに県によって取り扱われるのか、談合を助長するような環境を温存させたかもしれないといった検証のため、文書は最低限の非開示部分を除いて公開されるべきである。特に談合情報に県職員OBなどの関与が疑われる記述があるとされる部分については、開示されていない。報告書にも明らかな記載がなく、県が「身内をかばった」などといわれたいよう、そうした潔白をも開示をもって証明すべきではないか。
- (7) 行政の対応が談合の防止につながらずに悪循環を繰り返す。その一端には、

「行政に都合の悪いところは、業者の個人情報や捜査情報として墨塗りにされ、公開されない」ということに高をくくった、土木、農林行政をとりまく環境にあると言ったら言い過ぎかもしれないが、特に談合などに関しては、そうした墨塗りの「安全なブラックボックス」の中に行政対応がまぎれてしまうことが、不毛な談合の悪循環を継続させている一つではないかとの考えが禁じ得ない。

- (8) 行政の文書開示は、さまざまな形で市民が知る権利を行使するものだが、今回の情報公開は、談合情報が寄せられた入札の状況を確認するのみではなく、むしろ行政の対応の問題点をつまびらかにし、今後の行政運営を改善していくために必要なものだと考えている。請求趣旨を理解し、開示部分の大幅な拡大、非開示部分の大幅な縮小を望む。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1項各号の該当性について

(1) 条例第8条第1項第2号該当性

本件行政文書には、談合情報提供者（以下「通報者」という。）及び入札参加事業者の担当者の氏名、住所、電話番号、勤務先等が記載されており、これらは個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため非開示とした。

また、本件行政文書には、通報者が県に提供した情報が記載されているが、このうち、特定の日時、場所、事実が記載されている部分については、関係者に通報者が特定され得る情報であり、通報者の特定に繋がり得る情報を公にすることで、通報者が、関係者等から報復を受ける可能性も否定できないことから、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであるため非開示とした。

(2) 条例第8条第1項第3号該当性

本件行政文書には、談合に関わったとされる法人の情報が記載されている。現時点において、県では談合の事実を認知しておらず、当該法人の社名を公開することで、当該法人が談合に関与したという情報として受け止められる可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるものであるため非開示とした。

また、本件行政文書には、談合が疑われる特定測量業務の入札参加事業者から事情聴取を行った内容が記載されている。このうち、入札金額決定方法等については一般に公にしていけない内部管理情報であって、公開することで積算価額漏洩のおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益

が損なわれると認められるものであるため非開示とした。

(3) 条例第8条第1項第4号該当性

本件行政文書には、談合情報を受けた実施機関が県警察本部及び公正取引委員会（以下「捜査機関」という。）に提供した情報、捜査機関担当者名及び対応状況が記載されており、これらは、公開することで、捜査情報が明らかとなり、被疑者の証拠隠滅等の捜査妨害のおそれがあるとともに、将来の同種の捜査における捜査手法の一端が明らかになることで傾向と対策を練られるおそれがあるものであることから、捜査に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるため非開示とした。

(4) 条例第8条第1項第7号該当性

上記(3)の捜査機関提供情報及び対応状況については、仮に捜査に至らなかったとしても、将来的に捜査に着手する端緒情報となり得るものであり、公開することで今後の新たな事実の発見を困難にする事態を招くものであり、これらは国及び県の機関が行う談合調査に関する情報であって、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるものである。

また、本件行政文書には、談合情報を受けた県が特定測量業務の入札参加事業者に実施した事情聴取の内容が記載されており、このうち各入札参加事業者の内部情報等が記載されたものについては、これらを公開することで、今後自らに不利益な情報が公開されることを危惧して回答を拒んだり、控えたりするなど将来の同種の調査に協力が得られなくなり、今後の同種の調査が困難になると認められ、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるものであるため非開示とした。

2 審査請求の理由に対する弁明について

(1) 審査請求の理由(1)について

通報者が実施機関に提供した情報や、談合に関わったとされる法人の情報などが記載されていることから、個人や法人が特定されない開示可能な部分を除き、1(1)及び(2)に該当する情報を非開示とした。

(2) 審査請求の理由(2)について

質問事項については、通報者が実施機関に提供した情報が含まれており、1(1)に該当し非開示とした。聴取内容については、1(4)に該当し非開示とした。別添の1枚については、1(1)に該当する個人情報に掲載された新聞記事であり、一部を非開示としても、他の記事から内容が特定されることから、非開示とした。

(3) 審査請求の理由 (3) について

道路課総括説明の⑥については、捜査機関に提供した情報であり、1 (3) 及び (4) に該当し非開示とした。

(4) 審査請求の理由 (4) について

業者名を非開示としても、法人を特定できる可能性のある情報については、一体として1 (2) に該当するため非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の該当性について

イ 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、情報提供者や談合に関わっているとされる個人の氏名や情報提供者の特定に繋がり得る情報が記載されている。これらの情報

は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであることから、条例第8条第1項第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

しかし、通報時間や報告した事実、関係部署に情報提供した事実、談合に関わったとして公正取引委員会が認定した法人に関する情報及び弁護士と相談した事実については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがある情報とまでは認められないため、条例第8条第1項第2号に該当せず、開示すべきである。

ただし、手書きされた氏名については、特定の個人が識別され、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、非開示とすべきである。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

イ 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第3号の該当性について

本件行政文書には、入札金額決定方法等の内部管理に関する情報が記載されている。これらの情報が公開されると、一般には公にされていない当該法人の内部管理情報などが明らかとなり、事業活動に支障が生じる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから、条例第8条第1項第3号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

しかし、談合に関わったとして公正取引委員会が認定した法人に関する情報については、これを開示しても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められないことから、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示すべきである。

ただし、法人代表者印の印影は、当該法人の内部管理に属する情報であり、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすべきである。

(3) 条例第8条第1項第4号の該当性について

イ 条例第8条第1項第4号の規定について

条例第8条第1項第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第4号の該当性について

本件行政文書には、実施機関の捜査機関への対応状況が記載されており、これらの情報が明らかになると、捜査の状況が明らかとなり、同様な犯罪を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は、相当の理由があると認められる。

しかし、当時の談合情報対応マニュアルの対応に従った関係機関への通報に関することについては、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があるとまでは認められないため、条例第8条第1項第4号に該当せず、開示すべきである。

(4) 条例第8条第1項第7号の該当性について

イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件行政文書には、捜査の端緒情報となり得る内容や実施機関が聴取した内容が記録されている。これらの情報は、公開することにより、国及び県の機関が行う談合調査の対応状況が特定又は推測され、その結果、証拠隠滅を容易にしたり、法人の内部管理に関する情報が公開されてしまうのを危惧して回答を拒んだり、十分な回答を控えたりするなど事情聴取対象者の協力が得られなくなることが予想され、将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずると認められることから、条例第8条第1項第7号に

該当するとした実施機関の判断は妥当である。

しかし、事務取扱いについて確認を行った事実については、それが公になることをもって、将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるとまでは認められないため、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示すべきである。

4 結論

以上のおおりに、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、当審査会は、別紙1に掲げる部分は、開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のおおりにある。

別紙1

本件行政文書	本件非開示 該当箇所	開示すべき部分
(1) 公用電話受信票 (平成28年12月26日付け)	1ページ	受信時刻, 発信時刻
	2ページ	標題中の括弧及び括弧内 文書中1行目及び終わりの8文字
(3) 第1回公正入札調査委員 会議事録 (平成29年1月4日付け)	14ページ	全部
(5) 談合情報対応(県庁関係 課)打合せ記録 (平成29年1月5日付け)	20ページ	23行目1文字目, 7文字目から19文 字目まで, 27文字目及び28文字目, 34文字目並びに24行目
	61ページ	全部
(6) 第3回公正入札調査委員 会議事録 (平成29年1月6日付け)	63ページ	全部
(7) 談合情報対応(県庁関係 課)打合せ記録 (平成29年1月12日付け)	64ページ	15行目2文字目から13文字目まで 17行目2文字目から13文字目まで 27行目2文字目から13文字目まで
	65ページ	16行目2文字目から13文字目まで 18行目2文字目から13文字目まで 22行目5文字目から16文字目まで 33行目37文字目から39文字目まで 34行目8文字目から9文字目まで 34行目23文字目から35行目8文字 目まで
	66ページ から 81ページ	業者名, 事情聴取の場所, 事情聴 取の時間(日時), 事情聴取を受け た者, 事情聴取者
(8) 第4回公正入札調査委員 会議事録 (平成29年1月13日付け)	84ページ	34行目から36行目まで
	85ページ から 100ページ	業者名, 事情聴取の場所, 事情聴 取の時間(日時), 事情聴取を受け た者, 事情聴取者
(9) 誓約書の提出について (平成29年1月16日付け)	106ページ	全部

本件行政文書	本件非開示 該当箇所	開示すべき部分
(12) 第5回公正入札調査委員会 会議事録 (平成29年1月20日付け)	112ページ	5行目16文字目から33文字目まで
	114ページ	日付, 商号又は名称, 住所, 役職名, 氏名 9行目10文字目から13文字目まで 11行目10文字目
	116ページ から 127ページ	日付, 商号又は名称, 住所, 役職名
(13) 談合情報に関する資料に ついて (平成29年1月25日付け)	129ページ	5行目39文字目から6行目終わりまで
	133ページ から 148ページ	業者名, 事情聴取の場所, 事情聴 取の時間(日時), 事情聴取を受け た者, 事情聴取者
	150ページ 153ページ から 163ページ	日付, 商号又は名称, 住所, 役職名
	151ページ	日付, 商号又は名称, 住所, 役職名, 氏名 9行目10文字目から13文字目まで 11行目10文字目
	171ページ	事情聴取日程及び対応者
	173ページ	30行目14文字目から22文字目まで 34行目10文字目から13文字目まで 36行目12文字目 38行目3文字目から39行目3文字目 まで
	174ページ	1行目3文字目から終わりまで
	180ページ から 182ページ	業者名, 事情聴取の場所, 事情聴 取の時間(日時), 事情聴取を受け た者, 事情聴取者

(注)

- 1 本件行政文書欄に掲げる番号は, 第2の2に掲げる番号と同一のものである。
- 2 ○行目とは, 文字が記載されている行を一番上から1行目として, 順次数え上げたものである。

- 3 ○文字目とは，1行中に記載された文字を左詰めにした場合，一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。なお，句読点，文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし，空白は除いている。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
29. 8. 18	○ 諮問を受けた。(諮問第219号)
29. 9. 12	○ 審査請求人から意見書を受理した。
30. 1. 23 (第375回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 2. 19 (第376回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 3. 20 (第377回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 4. 27 (第378回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 5. 21 (第379回審査会)	○ 実施機関から意見等を聴取した。 ○ 事案の審議を行った。
30. 6. 22 (第380回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 7. 24 (第381回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 8. 20 (第382回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成30年9月21日現在）

氏 名	区 分	備 考
蘆 立 順 美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
伊 勢 み ゆ き	特定非営利活動法人まなびのたね ネットワーク代表理事	
板 明 果	宮城大学事業構想学群講師	
齋 藤 信 一	弁護士	会長
十 河 弘	弁護士	